

損害防止機器助成金を交付いたします

農作物共済、果樹共済及び畑作物共済事業の健全な運営を図ることを目的に、組合員の皆さんが損害防止に要する対象機器を購入した経費の一部を助成します。

○ 交付対象者

令和5年産農作物共済、果樹共済及び畑作物共済加入者。

なお、農業共済資格団体においては、当該団体の構成員（団体名簿を添付）含む。ただし組合員のうち法人においては、当該法人代表者のみとします。平成31年1月1日から令和5年12月31日までに収入保険に移行した農作物共済、果樹共済及び畑作物共済組合員も対象とします。

○ 交付対象者機器

令和5年1月1日から同年12月31日までの間に購入した背負式動力散布機、背負式動力噴霧機、動力噴霧機（器）、農薬散布ドローン、水田乗用管理機（ブームスプレーヤ）、産業用無人ヘリコプター（本体のみ）及びスピードスプレーヤ（SS）。ただし、組合員のうち法人においては、当該法人名義で購入した機器に限ります。

○ 交付を申請するときは

1台ごとの型式及び購入額が明記されている領収書（写し）等または購入を証明できるものを添付し、担当グループにお問い合わせの上「交付申請書」に必要事項を記入して、令和5年1月20日までに提出してください。

* 助成金の交付決定は年度内となります。該当者には通知書が送付されます。

* 交付対象者1名当たりの①②③④⑤助成金の合計は15万円を限度とします。

* この助成金にかかる交付総額は、予算の範囲内とします。交付申請額が予算額を超えた場合は、交付対象者全員に按分計算して交付します。

* 按分前の助成金が限度額の15万円を超えている場合は、15万円に按分率を乗じて得た金額を交付します。

詳しくは担当のグループにお問い合わせください

小松・加賀・能美グループ

TEL 076-239-2355

白山・野々市・金沢・河北グループ

TEL 076-239-2555

羽咋・七尾・鹿島グループ

TEL 076-239-2455

奥能登グループ

TEL 0768-76-2251

交付対象機器

① 背負式動力散布機 背負式動力噴霧機

1台当たりの購入額の10分の1、または1万円のいずれか少ない額を交付します。1台当たり購入額：4万円以上のものに限る

② 動力噴霧機（器）

1台当たり購入額の10分の1、または4万円のいずれか少ない額を交付します。1台当たり購入額：20万円以上のものに限る

③ 農薬散布ドローン

1台当たり購入額の10分の1、または7万円のいずれか少ない額を交付します。1台当たり購入額：40万円以上のものに限る

④ 水田乗用管理機 （ブームスプレーヤ） 産業用無人ヘリコプター

1台当たり購入額の10分の1、または10万円のいずれか少ない額を交付します。1台当たり購入額：50万円以上のものに限る

⑤ スピードスプレーヤ（SS）

1台当たり購入額の10分の1、または10万円のいずれか少ない額を交付します。1台当たり購入額：50万円以上のものに限る

